

セーフティネットの思考

スピノザ『政治論』の再評価に向けて

柴田 健志

はじめに

スピノザの『政治論』は、近代政治思想の主流から完全に逸脱したテキストである。近代の主流をなす政治思想（ホッブス、ロック、ルソー）は、理論的前提として孤立した個人をおく。しかもその個人は、他人に一切関わりなく、単独で自己の利益を追求することができるものとして想定されている。こうした前提から、人間が他人の利益を損なうことなく自己の利益を追求する自由を確保するにはどうしたらよいか、という問題がたてられる。「社会契約」という考えは、こうした問題に対する答えとして提出される。すなわち、自己の利益とは何かを認識しうる人間が、自分と同等の知識と欲望をもつと想定される他人と、相互に共通の法（ルール）に従う限りにおいて利益を追求しあうてよいということ契約するというのが、ホッブスやロックの時代には、そのような共通の法は「自然法」と呼ばれた。ホッブスは、この「自然法」が理性によって万人に承認されうるものだと明言している。つまり、ここで想定されている人間は、自己の利益を追求するばかりでなく、同時に理性的でもあると想定されている。理性にもとづく自己利益の飽くなき追求、このいっけん矛盾を含むかに見える命題が、近代の政治思想の主流をなす論理の基底にある。

スピノザの『政治論』は、まず第一に、こうした論理の前提となる合理的人間像を拒否する。人間は何が自己の利益かを知らないというのが、しかもスピノザによれば、他人には関わりなく自己の行動を決定しうる人間など存在しない。こうして、個々の人間がただひたすら自己の利益を求めて競合する状態は、虚構の光景として一蹴される。第二に、万人が理性にもとづいてものを判断するするという点も否定される。だから、「自然法」などかりに存在したとしても無意味である。それはほとんどの人間には認識されえないのだから。

このように、スピノザの『政治論』は近代政治思想の主流をなす考えの逆をいっている。それは明らかに反時代的考察（ニーチェ）であり、合理的人間像にもとづく論理を幻想と

してしりぞける反近代思想である。だから、スピノザの『政治論』がこれまでの政治思想史研究においてまともに相手にされてこなかったのは、当然のことであるといわねばならない。しかし我々は、スピノザの反時代的考察がもつリアリティーは、現代においてこそ認識されなければならないと思う。このスピノザ『政治論』の再評価へ向けてのひとつの手掛かりを、ここ数年の間、経済学者金子勝によって主張されている「セーフティネット」という考えの中に見出そうというのが、本稿執筆の動機である。

1 セーフティネット論¹

では、セーフティネットとは何か。それは綱渡り芸人が綱渡りを演じる綱の下に張られた安全ネットである。金子勝は、経済活動を理解するためのメタファーとしてこれを用いるのである。このネットがあるために、もし失敗して落下したとしても命に別状はない。そればかりでなく、綱渡り芸人はこのネットがあるおかげで、かえって思い切った芸当を試みることができ、観衆からの賞賛を得ることができるのだ。後に述べるが、メタファーとして重要なのはむしろこの後者のほうである。金子勝の議論の趣旨は次の点にある。経済領域およびそれを取りまく社会的領域には、伝統的に形成され、社会的セーフティネットとして機能してきた様々な制度が存在する。ところがこの数年の間、市場原理主義という、合理的人間像を前提とする自由主義思想の究極のイデオロギーが日本中を覆っており、グローバリズムのかけ声の下に近年急速に押し進められた金融自由化と無責任極まりない「自己責任」論によって、従来型のセーフティネットに穴がいてしまい、とてつもない社会不安（雇用不安、老後不安、等々）を生じさせている。これに対して、セーフティネットを新しく張り替えていく戦略が必要だというのである。

注目すべき点は、金子勝のいう「セーフティネット」が、万が一の場合に備えての最低限の保障や、競争に敗北した弱者救済のための措置ではないという点である。「セーフティネット」とは、むしろそれがなければおよそ市場が正常に機能しない不可欠の制度である。（金子勝は、イギリスにおける中央銀行の「最後の貸し手機能」（バジョット）や、日本企業が伝統的に行ってきた株の相互持ち合い制などを指摘している）。

「セーフティネット」論は、いわゆる「大きな政府」か「小さな政府」かというような、

¹ この節の議論は以下の著作にもとづく。ただし、それぞれの著作においてくり返し表明されている著者の基本的な主張を再構成している関係で、参照箇所はいちいち指示していない。『反経済学』新書館、1999。『反グローバリズム』岩波書店、1999。『セーフティネットの政治経済学』ちくま新書、1999。『市場』岩波書店、2000。

いまだに蒸し返される退屈な設問の外で構想されている。なぜならそれは、自由な経済活動を規制し、個人（ないし法人）の自由な利益追求を制限するものではなく、逆にもしそれがなければ市場を極度に不安定化させ、自由な経済活動の領域が崩壊してしまうようなものとして理解されているからである。

一方、市場原理主義者はこれと正反対のことを主張する。第一に、彼らは「小さな政府」を目指す。なぜか。理由は簡単だ。自由な経済活動を実現するためには、政府の介入は最小限度に止めなければならないからである。徹底的な規制緩和政策という安直な結論がここから出てくることは言うまでもない。従来規制（ここにはもちろんセーフティネットとして機能してきた制度も含まれる）をとりはずし、個人の「自己責任」を認めて一切を市場に任せれば、人々は自己利益をのびし、市場は安定するであろう。経済を発展させるにはこれしかない。彼らはこう主張するのである。

しかし、彼らの主張は誤っている。彼らの言うとおりに、自己責任を認めて、規制緩和の名の下にセーフティネットをとりはずしていった結果、社会はいったいどうなったのか。

「自己責任」を押しつけられ、自分一人では到底対処しきれないリスクを背負わされることになった人間は、自己利益の追求に邁進するどころか、できる限りリスクを犯さないように、身をかがめていかねばならない。なにしろ失敗すればすべて自己責任である。いつ雇用リストラにあうか分からないから中高年サラリーマンは消費を抑えて貯蓄に励む。年金では老後の生活が成り立たないから老人は外出を控え貯蓄に励む。だからものが売れない。ものが売れないから企業は事業規模を縮小するために雇用リストラをおこなう。それがまた雇用不安を煽る。こうして個人の活動領域はどんどん狭くなっていく。個人の自由を最大限に許容してくれるはずの自己責任と規制緩和が、かえって自由の領域を狭めていくのだ。

ここで、「セーフティネット」論にとって本質的な、「弱い個人の仮定」が出てくる。人間は何の目安もなしに単独では自己の利益を追求することなどできないし、多くのリスクに対処することもできない。つまり我々は一人一人ではまったく無力である。だからこそ、個々人の自由のためにリスクを社会的に分散させ、共同で事に当たる必要がある。セーフティネットがあつてこそ、個々人は思い切った活動に出ることができる。安全ネットがあるおかげで、綱渡り芸人が思いきった芸当に挑むことができるようにである。これが「セーフティネット」論の本質的な主張である。つまり、社会的共同性と個人の自己決定権を不可分のものとしてとらえる点に、「セーフティネット」論の真骨頂があるといつてよい。これに対して、市場原理主義がよってたつのは、経済効率に従って他人に一切関わりなく自己の利益を追求し、しかもあらゆるリスクに対処しうる「強い個人」という仮定である。

これは、新古典派経済学がその理論的前提としてもちいてきた「ホモ・エコノミクス」を言い換えたものにほかなるまいが、そんな人間は現実には存在しないということは、誰の目にも明かではないか。自己責任だけ与えられて市場の中に放り込まれたら、人間は何もできないのだ²。

2 個人の自由と社会的共同性

では、以上のような「セーフティネット」論は、いかなる点でスピノザの『政治論』を再評価するための手掛かりになってくれるのか。スピノザの反近代的政治思想が、現代の反グローバリズム戦略として構想された「セーフティネット」論とどんな関係があるというのか。

近代の自由主義的政治思想が前提としてたてる合理的人間像は、金子勝の言葉で言えば「強い個人」である。しかし、これらのあいだには決定的な違いがある。スピノザやホッブスの時代には、こうした人間像はたんなる理論的な仮定に止まる。現実に関々人が単独で活動しうるには、産業革命以後の世界が必要である。つまり国家規模に拡大された市場が必要である。「強い個人」という仮定は、それ以前には実証される場がなかったのだ。だから、スピノザの反時代的考察は、たんにイデオロギーの上でのみ否定されてきたといっただけ。ただたんに主流から外れていたというだけの話だ。これに対して、現代では、市場原理主義の明かな失敗によって、「強い個人」という仮定は反証されている、と考えられる。そんな人間はどこにも存在しないということが、たんにイデオロギーとしてでなく、現実によって否定されているというのである。

スピノザは正しかったのではないか。こうした問いが、ここで現実性を帯びてくる。個人の自由と社会的な制度を対立関係においてとらえるのではなく、個人の自由と社会的共同性の不可分の関係の中で、個人の自由を確保する方法を思考するという課題、それがスピノザの『政治論』を構成するいくつかの重要なモチーフのひとつではなかったのか。金子勝の「セーフティネット」論が与えてくれるのは、こうした問いの可能性なのである³。

² こうして議論を再構成してみると、金子勝のいう「弱い個人の仮定」は、ハイエクのいう「限定合理性」と同じ概念内容をもつのではないかという疑念に突き当たる。しかし我々はここではこの点に深入りせず、著者本人が自分とハイエクの相違点を論じた箇所を指摘するに止める。『市場』pp.44-50

³ もっとも、「強い個人」の仮定が現実によって裏切られていることは、すでにケインズの「自由放任の終焉」(1926)が論じていることである。しかしそこからケインズは社会的共同性という方向へは進まなかった。むしろハイエクが後に批判することになる設計主義へと傾斜していったのである。

こうした観点から、以下では『政治論』第二章十五節に現れる「共同の権利」という概念を考察していくことにする。我々はこの概念の中に、個人の自由と社会的共同性の不可分の関係に対する、スピノザの極めて透徹した洞察を見出すことができると思うのである。

しかしながら、ただこれだけのことであれば、何も今さら十七世紀の哲学を参照することもあるまい。つまり、スピノザの『政治論』が「セーフティネット」論に何もつけ加えるものをもたなければ、我々は現代の問題に即応した「セーフティネット」論のほうだけを読んでいれば十分であるということになる。もしそうなら、以下の議論は、十七世紀の哲学の意味を、思いがけず現代の経済学から教えられたというだけの話に終わるだろう。

しかし、そうはならない。金子勝の議論では、確かに個人の自由ないし自己決定権と社会的共同性の不可分の関係が主張されているが、その不可分の関係がいかなる種類のものであるかは必ずしも明確でない。つまり、個々人ではリスクに対処できないので、社会的セーフティネットを構築しなければならぬというように、これらが規範的な論理によって結ばれているというのか、それとも個々人が自己の無能力を自覚することで、社会的共同性が求められるというように、これらをつなぐものが人間の社会的欲求であるというのか（この場合には、あの「社会的動物」という化石概念が発掘される）。その他様々な関係の様態がありえようが、とにかく個人の自由と社会的共同性に不可分の関係が認められるとしても、それらの関係をより厳密に問いただしていく必要があると思う。そしてこの点こそ、「共同の権利」に関するスピノザの議論が、徹底して考え抜いていたことだったのである。このように、スピノザの『政治論』を「セーフティネット」論に想をえる形で再検討することは、「セーフティネット」論そのものを深めることに役立つのである。

まずは問題のテキストを引用すべきであろう。『政治論』第二章十五節で、スピノザは「共同の権利」について次のように述べている。「人類に固有なものとしての自然権は、人間が共同の権利をもち、住みかつ耕しうる土地をともどもに確保し、自己を守り、あらゆる暴力を排除し、そしてすべての人々の共同の決定によって生活しうる場合においてでなければほとんど考えられえない」。この中に「セーフティネット」と同型の考えを読みとることは、別段難しいことではあるまい。問題は、人間が「共同の権利」の下でのみ自己の権利を行使しうるというとき、個人の権利と共同の権利の関係がどのようにとらえられているかである。この点を理解するには、「自然権」に関するスピノザの形而上学的な議論を参照しなければならない。

3 自然権と自然法⁴

スピノザによる自然権の規定は、個物の力を神ないし自然の力の一部とみなすその形而上学からきている。有限な個物はすべて、現実存在し活動することのみを本質とする「絶対に無限」(ID6)な実体たる神の様態であり、したがって個物を現実存在させ活動させる力そのものは、すべての個物がその中で考えられるところの「神の力」(TPII3)ないし「自然の力」(TPII4)であるといわれる。各々の個物は神ないし自然の力を「一定の仕方では表現している」(III6Dem.)と考えられるが、個物において行使される神ないし自然の力は「コナトゥス」(III6Pr.)とも「衝動」ないし「欲望」(III9Sc.)とも呼ばれる。そしてこれらは各々の個物が自己の存在に固執する作用と定義される(III7Pr.)。とすれば、個物のもつ力がそのまま個物の自然権を規定すると考えられるのは当然である。自然権とは個物が自己の存在を維持する権利なのだから。個物の存在そのものを規定するものが、神ないし自然の力以外に与えられていない以上、その自然権もまた力のみによって規定されなければならない。

さらにスピノザは、自然権＝力を自然法に等置している。ホッブスにおいて、「自然法」とは、人々がそれに則って自らの自然権を行使すべき規範という意味をもつ。これに対して、スピノザは「自然法」にそのような規範的な意味をいっさい認めない。スピノザによれば、神＝自然に外部はない。神が唯一の実体であるというのはそのような意味である。そして神の本質は力以外にない。こうして、自然法などというものが存在する余地はどこにもないことになる。スピノザにとって、「自然法」とは、各々の個物がそれに従って現実自然権を行使しているところの法則あるいは規則にすぎない。したがって厳密には、スピノザは「自然法」でなく「自然法則」しか認めていないのである(ラテン語原文は、「自然法」も「自然法則」も、ともに *lex naturae* である点に注意すべきである)。『政治論』第二章四節で、スピノザはこういつている。「このように、私は自然権ということで、万物がそれにしたがって生起するところの、自然の諸法則ないし自然の諸規則そのものと解する。すなわち、自然の力そのものと解する」。こうしてスピノザにおいては、「自然法」はその規範的含意を抜き取られ、各々の個物の自然権の行使を内在的に規定している自然的規則としての「自然法則」となる。

このように、個物の自然権の行使を、外部から規範という形で規制し義務づけるものとしての「自然法」という考えは、スピノザにはない。スピノザにおいては、各々の個物が

⁴3節および4節は、日本倫理学会第五一回大会(十月十四日・於東京大学)での口頭発表「スピノザの政治論と形而上学」の原稿の一部に多少の変更を加えたものである。

欲しようと思えまいと、自然権を行使するということが、自然法則に従うことなしにはありえず、その意味で自然権と自然法則は区別されないのである。こうしてスピノザは自然法に関する議論からいっさいの道徳的含意を閉め出すのである。

ではこうした議論をもとに、先に引用した「共同の権利」についての記述を考えてみるとどうなるか。これが問題である。

4 共同の権利

自然権を規定する個物の力は定まった有限なものであり、外部の力によって無限に凌駕されている(IV3Pr.)。それゆえ各々の人間が単独で自己の自然権を行使しようとしても、外部の力に比較すればそんなものは無いも同然である。実際それは「現実においてよりもむしろ空想において存在するにすぎない」(TPII15)といわれている。人間の自然権は、多数の人間が一体となることで構成される集団的な権利においてのみ現実的に考えられるのである。多数の人間の力によって構成される権利、スピノザはそれを「共同の権利(jura communia)」と呼ぶ。各々の人間は、こうした権利の下においてのみ自己の存在を維持することができる。すなわち自己の自然権を現実的に行使しうるのである。ここであらためて問題のテキストを引用しよう。「人類に固有なものとしての自然権は、人間が共同の権利をもち、住みかつ耕しうる土地をともどもに確保し、自己を守り、あらゆる暴力を排除し、そしてすべての人々の共同の決定によって生活しうる場合においてでなければほとんど考えられえない」(ibid.)。

このように、各々の人間の自然権がその中でのみ保持されうるような「共同の権利」は、個々の人間の力の総和として考えられている。ではスピノザは、このように主張することで本当は何がしたいのだろうか。各々の人間の自然権は単独では無に等しいがゆえに、人間は他の人間と共同して生活しなければならぬというのだろうか。もちろんそうではない。そのような規範的な含意は上で引用したテキストのどこにも読みとることができない。そもそもそのような規範が成り立つ可能性は、自然法を自然法則としてのみ受け入れる論理によって、あらかじめ排除されている。それならば、人間は単独で自己の存在を維持することができないがゆえに他の人間との共同を欲するというのだろうか。もちろんこのように解釈することもできない。上に引用した箇所、スピノザはそのような人間の欲求についてひとことも述べていないからだ。そもそも人間が自己の存在を維持するためとはいえ、他の人間との共同を望むなどということ自体が疑わしい。なぜなら人間はその本性からして妬みその他の感情に従属しており、それゆえ「本性からして互いに敵である」

(TPII14)からだ。スピノザ自身が「共同の権利」について述べる直前でこう明言しているのである。

先入観をもたずにテキストを虚心に読むなら、スピノザがいおうとしていることは単純明快である。自然権が力のみによって規定される以上、各々の人間の自然権は自然全体の権利に比較して無限に小さく、それ自体ではほとんど考えられることができない。それは「共同の権利」の下ではじめて考えられうるのだとスピノザはいつている。これとは逆に、各人の自然権をそれ自体で考えられうるものとみなすなら、他人と共同しなければならぬという規範や、他人と共同しようと欲するような人間の性質（社交性）を、共同という事象を説明するためにわざわざ持ち出さねばなるまい。それはいわば自然の中の人間を「国家の中の国家」(TPII6)のごとく考えることである。スピノザは各人の自然権が「共同の権利」の下でのみ考えられうるとする事で、こうした説明を否定しているのである。現実には各人の自然権はすでに「共同の権利」の下にありその中でのみ考えられるのに、わざわざ規範や社交性を持ち出す人々は、個々人の自然権をそれ自体で考えるという抽象的な思考に陥ってしまっているのだ。それは、単独で活動する人間が、何が自己利益となりうるかを合理的に認識し、それを追求しうるという幻想であり、かつこの幻想はそのような合理的主体の合意によって国家が設立されるといういまひとつの幻想をもたらす。スピノザはこうした観点から契約説に対して否定的であった。契約説こそ、合理的な人間を前提して語られる近代政治理論の典型だからである。

5 セーフティネットの存在論

以上の議論から明らかなように、個人の権利と共同の権利を結びつけているものは、規範でも社交性でもない。人間は何らかの規範に従ってでもなく、自然本性に従ってでもなく、自然の力によって共同性の中にある。このふたつは、共同性がなければ個人は現実にその存在を持続させることができないという、存在論的というほかないギリギリの状態でつながっている。スピノザの認識はそのようなものである。

ここから、「セーフティネット」論に対して次の点が示唆しうる。社会的セーフティネットはこうしたギリギリの関係を維持させる装置として構想されなければならないのではないか。人間は「本性からして互いに敵」であり、共同が必要であるにもかかわらず、ともすれば孤立化へ向かう。とすれば、セーフティネットはあってもなくてもよいというような類のものではない。それをとり外すことは、個人にとっての死を意味することもありうるからだ。だから、セーフティネットは人々の連帯を助長するような制度として構想

されなければならない。実際、金子勝の年金制度改革案では、従来の積み立て方式から税法式への移行によって、現役世代の所得の増減に対応して年金支給額も増減するようになっていて、そのことで現役世代と引退世代がいわば苦楽を共にすることが可能になる⁵。スピノザの議論は、こうした財政学上の発想を、存在論的なレベルで支持するものといえる。

個人の自由を確保するために社会的共同性を高めるという命題は、もはや理想でも規範でもない。それは人間の生存の条件である。このような認識こそ、スピノザの『政治論』が示唆することである。「セーフティネット」論はここからいまいちど検討されなければならないまい。

文献

テキストの参照箇所は以下の要領で指示する

SPINOZA

Ethica Gebhardt (ed), *Spinoza Opera*, Heidelberg, 1925, vol II

各部をローマ数字で示し、次いで定義その他を以下の略号とアラビア数字によって示す。

Definitio / D. Propositio / Pr. Demonstratio / Dem. Scholium / Sc..

Tractatus Politicus Gebhardt (ed), *Spinoza Opera*, Heidelberg, 1925, vol III

略号 TP を用い、各章をローマ数字で、各節をアラビア数字で示す。

⁵ 『セーフティネットの政治経済学』 pp.180-183